

弁護士ドットコム株式会社 定款

| | | | |
|---------|------|------|------|
| 平成 17 年 | 6 月 | 17 日 | 作 成 |
| 平成 17 年 | 11 月 | 15 日 | 改訂施行 |
| 平成 20 年 | 3 月 | 11 日 | 改訂施行 |
| 平成 20 年 | 3 月 | 18 日 | 改訂施行 |
| 平成 21 年 | 12 月 | 18 日 | 改訂施行 |
| 平成 24 年 | 8 月 | 2 日 | 改訂施行 |
| 平成 25 年 | 2 月 | 20 日 | 改訂施行 |
| 平成 25 年 | 9 月 | 25 日 | 改訂施行 |
| 平成 25 年 | 10 月 | 1 日 | 改訂施行 |
| 平成 26 年 | 6 月 | 11 日 | 改訂施行 |
| 平成 26 年 | 8 月 | 6 日 | 改訂施行 |
| 平成 26 年 | 9 月 | 1 日 | 改訂施行 |
| 平成 27 年 | 6 月 | 25 日 | 改訂施行 |
| 平成 27 年 | 10 月 | 9 日 | 改訂施行 |
| 平成 28 年 | 10 月 | 1 日 | 改訂施行 |
| 平成 29 年 | 6 月 | 24 日 | 改訂施行 |
| 令和元年 | 6 月 | 29 日 | 改訂施行 |
| 令和 4 年 | 6 月 | 25 日 | 改訂施行 |

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、弁護士ドットコム株式会社と称し、英文では Bengo4. com, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットのホームページの企画作成及び運営管理
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス、広告、宣伝及びマーケティングリサーチに関する業務並びに代理業務
3. インターネットを利用した通信販売業務
4. 通信販売業務に関する代理及び仲介業務
5. 人材の募集に関する情報提供サービス
6. 経営一般に関するコンサルティング業務
7. 人材派遣業務
8. 人材紹介業務
9. 顧客のサービス提供の促進に関する企画立案、コンサルティング及び営業活動支援業務
10. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツの企画、編集、制作、出版並びに販売
11. 書籍、雑誌、その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツにおける広告、宣伝及び代理業務
12. 損害保険会社、その他保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理
13. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
14. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守管理、利用許諾及びこれらの仲介、代理業務
15. 電子決済システムの提供
16. 有価証券の取得、保有、投資及び運用
17. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、48,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い、手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し

て、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
- ③ 増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（相談役及び顧問）

第 30 条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 31 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

（監査役の選任）

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。